

これだけは押さえておきたい  
改正民法(債権法)



## 契約の内容が守られないとき(1)

上田 孝治 Ueda Koji 弁護士

日弁連消費者問題対策委員会幹事、国民生活センター客員講師、兵庫県弁護士会住宅紛争審査会紛争処理委員、兵庫県消費者教育推進計画検討会委員、芦屋市都市計画審議会委員などを務める

### 民法の特徴と債権法改正

民法は、契約(売買、お金や物の貸し借り、抵当権の設定など)、家族の問題、相続など、生活上の様々な法律問題の解決に際して使われる基本的なルールを定めたもので、適用される範囲がとても広いという特徴を持っています。

当然ながら、消費者が契約の当事者となる場面においても民法は適用されます。しかしながら、民法は、消費者保護を目的として作られた法律ではありません。民法は、基本的には、冷静かつ合理的な判断ができる人同士が、対等な立場で契約することをイメージして作られています。

したがって、民法は、契約に関して、当事者の意思をできる限り尊重し、当事者が決めればそれでOK、つまり「当事者お任せ」という基本的な考え方を持っています。その結果、契約した以上は契約を守らないといけない(契約の拘束力)とか、①契約するかどうか ②誰と契約するか ③どのような内容の契約をするか ④どのような方法で契約するかは、当事者が自由に決めればよい(契約自由の原則)といった考え方が出てきます。契約した場合でも、無条件・無理由で解除を認めるいわゆるクーリング・オフの規定がありますが、この民法の基本的な考え方からするとクーリング・オフは当たり前のものではないということになります。

さて、民法については、近時、大きな改正が相次いでいます。具体的には、2019年から2020年にかけて施行された相続分野に関する改正、2022年4月に施行された成年年齢の引下げ、

2023年4月に施行された所有者不明土地問題等に関する改正等がありますが、消費生活相談に最も関係が深いのは、2020年4月に施行された債権法(主に契約)に関する改正です。民法のうち契約等の債権関係の規定は、民法が制定された後、ほとんど改正がなされていませんでしたが、社会・経済の変化への対応をしつつ、民法を国民一般に分かりやすいものとする観点から、債権法に関する大きな改正がなされました。

本連載では、近時の民法改正のうち、契約を中心とした債権関係の規定(債権法)の改正について、「これだけは押さえておきたい」点を分かりやすく解説したいと思います。

### 契約内容が守られない場合の全体像

契約をすると、商品を引き渡さなければならないとか、代金を支払わなければならないといった契約上の義務が発生しますが、これを債務といい、契約内容が守られないことを「債務不履行」といいます。

債務不履行になるパターンとしては、①履行不能(債務が履行できなくなってしまった場合) ②履行遅滞(履行すべき時期が到来しているのに履行がされない場合) ③その他の債務不履行(履行は一応されたものの、本来予定されていた契約内容からして不完全な履行の場合など)の3つがあります。なお、契約に基づいてお金を支払わないといけないケースにおいて支払いができなくなったとしても、履行不能ではなく、すべて「履行遅滞」として扱われます。

民法には、売買契約をはじめとする様々な種類の契約に関するルールが契約ごとに規定されていますが、契約内容が守られない場合の契約全般に共通するルールを「債務不履行責任」といいます。債務不履行責任の具体的な内容としては、①契約の解除(契約をなかったことにする)と②損害賠償請求(債務不履行によって生じた損害の請求)の2つがあります。

なお、履行遅滞の場合には、引き続き契約内容を実現してもらうように求める(履行請求をする)こともできます。履行請求は契約が存在していることを前提とした請求になりますので、契約の解除とは両立しません。また、履行請求に際しては、自力救済禁止の原則(契約内容が守られない場合であっても、訴訟をして判決などを取得し、強制執行により契約内容を強制的に実現しなければならない)に留意しなければなりません。

そして、このような契約全般に共通するルールである債務不履行責任に加えて、様々な種類の契約のうち、例えば、「売買契約」において、引き渡された目的物が契約の内容に適合しない場合に、売主の債務不履行責任に関する売買契約における特別ルールとして「契約不適合責任」というものが定められています。売買契約の契約不適合責任の内容としては、買主は、売主に対して、債務不履行に基づく①解除と②損害賠償請求に加えて、③追完請求<sup>ついかん</sup>と④代金減額請求ができるとされており、全部で4つのメニューがあります。

### 債務不履行を理由とする契約の解除

債務不履行があった場合、一定の要件を満たせば、債権者は、一方的な意思表示によって契約を解除することができます。債権者が、債務者に対して、引き続き契約内容の実現を求めるのであれば別ですが、「もはや契約を続ける意

味がない」と考えるのであれば、契約を解除することによって契約をなかったことにし、自分が契約に基づいて負っている義務を免れることができます。契約の解除は、契約に基づいて負っている自分自身の義務から解放されるために行うというところがポイントです。

そして、契約が解除されると、契約の効果はさかのぼって失われることとなりますので、契約当事者双方は、原状回復義務(契約前の状態に戻す義務)を負うことになり、既に受け取っていた目的物やお金などを相手方に返さなければなりません(545条)。

契約を解除するに当たっては、「債務者」の帰責事由(債務者のせいで債務不履行になったこと)は要件とされていません。改正前の民法では、解除をするに当たって債務者の帰責事由が必要とされていましたが、片方の債務が不履行となっている場合に、もう片方の債務を免れることができるようにするのが解除の目的ですから、不履行の原因と解除できるかどうかを結び付ける必要はないという考え方に基づく大きな改正といえます。

なお、債務不履行が、「債権者」の帰責事由(債権者のせいで債務不履行になった場合)によるものであるときにまで債権者による解除を認めるのはおかしい話ですので、その場合は契約を解除することはできません(543条)。

以上のことから、例えば、天災などの不可抗力(債務者のせいでも債権者のせいでもない場合)によって債務不履行になった場合には、債権者は契約を解除できることとなります。

### 1. 「履行遅滞」があった場合の契約の解除

履行遅滞があった場合に、債権者が契約を解除するためには、①債務者に対して、相当期間を定めた履行の催告をし、②相当期間内に履行がなく、③相当期間経過時の債務不履行の程度が軽微ではないという要件を充たす必要があり

ます(541条)。つまり、履行遅滞の場合には、債権者は、遅れたというだけでいきなり契約を解除できるわけではなく、「早くしてください」という催告によって、いわば履行のラストチャンスを与え、それでも履行されなかった場合に初めて解除ができるとされています。

ここで、要件①の「相当期間」というのは、既に履行すべき時期が到来していることが前提となっていますので、それほど長い期間のことではありません。また、仮に、債権者が催告で定めた期間が短か過ぎたり、そもそも期間を示さなかったりした場合であっても、催告としての意味はあり、催告から相当期間が経過すれば解除はできるとされています。

なお、実務上、履行遅滞があった場合に、催告なしにいきなり解除できるという「無催告解除特約」が契約書などに盛り込まれることがありますが、催告による解除の規定は任意規定ですので、このような特約の効力も、民法上は認められるということになります。

要件③によって、債務不履行の程度が「軽微」な場合は、催告による契約の解除はできませんので、例えば、数量的にわずかの不履行や、付随的な債務の不履行に過ぎないような場合には、契約の解除ができないこととなります。

## 2. 履行遅滞以外の理由による契約の解除

履行遅滞を理由に契約を解除するためには催告が必要とされていますが、そもそも催告をしてラストチャンスを与える意味がないようなケースでは、催告によらない解除ができるとされています。具体的には、①債務の全部の履行が不能(542条1項1号) ②債務者が全部の履行を拒絶する意思を明確に表示(同項2号) ③一部不能もしくは一部の明確な履行拒絶で、残存部分では契約目的を達成できない(同項3号) ④定期行為(誕生日会にケーキを届けてもらう契約のように、一定の日時や期間内に履行され

ないと意味がないもの)の履行遅滞(同項4号) ⑤その他、債務者が債務の履行をせず、催告をしても契約目的を達するのに足りる履行の見込みがないことが明らかなケース(同項5号)において、催告なしに解除ができるとされています。

## 3. 債務不履行を理由とする損害賠償請求

債務不履行があった場合、債務不履行と因果関係のある損害が発生していれば、債権者は、債務者に対して損害賠償請求をすることができます。

もっとも、債務者の側で、債務不履行が、債務の発生原因や社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるものであること(=債務者に帰責事由がないこと)を証明できれば、債務者は原則として損害賠償責任を負うことはありません。契約の解除については、債務者に帰責事由がなくてもできるわけですが、損害賠償請求は、債権者が自分の義務を免れるのとは別に債務者にお金を請求するという話ですので、債務者が自分に帰責事由がないことを証明できれば、損害賠償責任は負わないことになっています(415条1項)。

なお、売買代金の支払債務のような金銭支払債務については、債務者に帰責事由がなかったとしても損害賠償責任が発生します(419条3項)。

他方で、債務不履行に関して、債務者だけではなく、債権者にも何らかの落ち度(帰責事由)があった場合、契約の解除の場合とは異なり、債権者は損害賠償請求をすることができます。もっとも、「債権者」にも落ち度がありますので、そのことを理由とした過失相殺による賠償額の減額はされることとなります。

損害賠償請求の対象となる「損害」の範囲は、①通常損害(その種の債務不履行があれば通常生ずべき損害)と②特別損害(債務者が予見すべき特別の事情によって生じた損害)に限られるとされています(416条1、2項)。したがって、



風が吹けば桶屋が儲かる的な損害については、損害賠償請求の対象にはなりません。

なお、金銭支払債務については、債権者が実際に生じた損害を証明する必要はなく、遅延損害金として、当然に、法定利率で計算される損害を請求できます(419条1、2項)。法定利率は、3年ごとに見直される変動制が採用されていますが、2020年4月時点で年3%とされていたものが、見直し時期である2023年4月においても維持されましたので、ここから3年間は引き続き3%の法定利率となります(404条、令和4年法務省告示64号)。

また、契約を解除した場合でも、債務不履行に基づく損害賠償請求ができなくなるわけではありませんので、債権者としては、契約を解除して契約に基づく自分の義務を免れつつ、自分が被った損害についての賠償請求をすることができます。

## 履行不能と危険負担

**事例** 中古建物の売買契約を締結したが、引渡予定日とされている日の前に、落雷で建物が滅失してしまった。

落雷という不可抗力(契約当事者双方に帰責事由がない場合)によって建物の引渡債務が履行不能となっています。したがって、買主は、売主に対して損害賠償請求はできませんが、契約の解除をすることにより、自分の代金支払債務を免れることができます。

この点、改正前の民法では、不可抗力の場合に契約の解除ができなかったことから、このような事例では、買主(債権者)の代金支払債務が消滅するかどうかに関する「危険負担」の規定がありました。ここで危険負担というのは、売主(債務者)に帰責事由なく債務が履行不能となった場合に、その損失を買主と売主のどちらが負

担するのかという問題のことです。

そして、改正民法によって、売主に帰責事由がなかったとしても、買主は契約を解除することによって代金支払債務を消滅させることができるようになりましたので、危険負担の規定によって買主側の債務が消滅するかどうかを問題とする必要はなくなりました。そのうえで、改正民法では、不可抗力のように当事者双方に帰責事由がなく履行不能となった場合、買主は、危険負担の規定によって、自分の債務の履行を拒絶できる、この事例でいえば、買主は代金の支払いを拒絶できることになりました。

他方で、履行不能が「債権者(買主)」の帰責事由によるものである場合には、買主は自分の債務の履行を拒絶することはできないとされており、前述のとおり、買主は契約を解除することもできませんので、自分の債務を履行する必要があります。

結局のところ、売主の帰責事由によって履行不能となった場合は、債務不履行による解除と損害賠償請求が問題となるのに対して、この事例のように契約当事者双方に帰責事由がなく履行不能となった場合は、債務不履行による解除と危険負担による履行拒絶の問題となります。

なお、売買契約の目的物が引き渡されたり、買主が受け取りを拒絶したりした後に、当事者双方の帰責事由によらずに目的物が滅失・損傷した場合には、買主は、もはや契約を解除したり、代金の支払いを拒んだりすることはできません(567条)。つまり、目的物の引渡しなどがあれば、買主側に危険が移転するということになります。

今回は、「契約の内容が守られないとき(2)」として、売買契約における契約不適合責任の内容について深掘りしていきます。